

情報誌「以森伝心」広告取扱要領

平成22年2月1日

公益社団法人京都モデルフォレスト協会

公益社団法人京都モデルフォレスト協会（以下、「協会」という。）が発行する情報誌「以森伝心」（以下「情報誌」という。）の広告掲載の取扱については、次に定めるところによるものとする。

- 1 広告の掲載は、協会の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、情報誌の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。
なお、広告掲載位置及び大きさは、別紙のとおりとする。
- 2 情報誌に掲載する広告については、予め協会事務局長の承認を得ることとする。その際に掲載の不可及び修正等の指示があった場合には、それに従うものとする。
- 3 次に掲げる事業者又は事業の広告は、掲載の対象としない。
 - (1) 法令等に違反しているもの
 - (2) 暴力団及びその構成員（暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者を含む。）
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」に該当する事業
 - (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当する事業
 - (5) 行政機関からの行政指導を受けたにもかかわらず改善を行わない事業者
 - (6) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
 - (7) その他情報誌を広告媒体とする広告に係る事業者又は事業として適当でないと認められるもの
 - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ウ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
 - エ 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
 - オ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
 - カ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業のうち専ら消費者金融及び事業者金融に関するもの
 - キ ギャンブルに関するもの。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）

第4条第1項の規定により都道府県等が発売する宝くじに関するものを除く。

4 次に掲げる広告は、掲載の対象としない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 個人若しくは法人その他の団体をひぼうし、中傷し、侮辱し、若しくは排斥するもの又はそれらのおそれのあるもの

イ 個人若しくは法人その他の団体の名誉若しくは信用を毀損するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 個人若しくは法人その他の団体の業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの

エ 法令等により製造、販売、所持、提供等を行うことが禁止されている物又はサービスを製造、販売、所持、提供等することに関するもの

オ 法令等によりその提供に許可等が必要である物又はサービスを、許可を受けずに提供することに関するもの

カ 粗悪品等広告掲載等が適当でない認められる商品又はサービスを提供することに関するもの

(2) 犯罪を推奨し、肯定し、美化し、又は助長するもの

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨等するもの

(3) 公の秩序若しくは善良の風俗を害するもの若しくは住民の生活の安心・安全を脅かすもの又はそれらのおそれのあるもの

ア 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの

イ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

ウ 青少年の育成に悪影響を及ぼすもの

(4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

ア 人種、性別、身心障害等に関する差別的な表現若しくは不当な差別につながる表現を含むもの又はそのおそれのあるもの

イ 他人の氏名、名称、肖像、談話若しくは商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの又はそのおそれのあるもの（使用するものの性質上可能な限り、他人には法人その他の団体を含む。）

ウ プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(5) 政治性のあるもの

ア 公の選挙若しくは投票の勧誘運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）

イ 政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

(6) 宗教性のあるもの

ア 布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む。）

イ 宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるもの

- (7) 社会問題についての特定の主義又は主張を含むもの
 - ア 個人又は法人その他の団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を含むもの
- (8) 個人又は法人その他の団体の名刺広告
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - ア 代理店、会員等の募集又は副業、内職等の求人の広告で、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 通信販売の広告で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し方法、支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - ウ 人に知識、技能等を教授し、又は修得させる学校、通信教育、講習会、塾その他の事業に関する広告で、その実体、内容、施設等が不明確なもの
 - エ 学校教育法に基づく学校ではない類似のものに関する広告で、その旨が表示されていないもの
- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
 - ア 統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際より若しくは他の事業者のものより著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めても提出されないときは、これに該当するものとする。）
 - イ 誇大な表現を含むもの
 - ウ 許認可、資格等を有していないのに有していると偽り、又は社会的に認められていない保証、賞、資格等を使用して権威づけようとするもの
 - エ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現を含むもの
 - オ 他人名義の広告（広告主が他人又は他人の事業、商品等の広告をする場合）
 - カ 消費者を誤認させるおそれのある表現を含むもの（協会の編集記事とまぎらわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。）
- (11) 比較広告
 - ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象として明示又は暗示するもの
 - イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもの
- (12) 懸賞広告及びクーポン付き広告
- (13) その他協会の活動及び情報誌の性質等に照らし広告を掲載等することが適当でないと認められるもの
 - ア 協会が広告主を支持し、又はその商品、サービス等の推奨、保証等をしているかのような誤解を招くおそれのあるもの（協会が実際に認証等を行っている商品又はサ

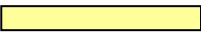
- ービス等に係るものを除く。)
- イ 協会の事業推進を著しく妨げるおそれのあるもの
 - ウ 品位を損なう表現を含むもの
 - エ 詐欺的なもの若しくはいわゆる不良商法に関するもの又はこれらにあたるおそれのあるもの
 - オ 私設私書箱、電話代行サービス等に関するもの

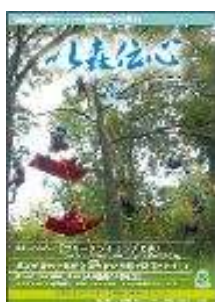
別紙 情報誌に係る広告掲載位置及び大きさ

位置は、表紙及び裏表紙を除く 6 ページとし、下図に示す位置とする。

大きさは、縦 3 cm 以内×横 18 cm 以内とする。

上記の枠内であれば、分割可能。

(全ページ見取り図) ※広告掲載位置 



表紙



1 ページ



2 ページ



3 ページ



4 ページ



5 ページ



6 ページ



裏表紙

(拡大図)

